

対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上（隣接する市町で活動が行われている場合は、当町の面積が1ha未満であっても、合計が1ha以上であればこの限りでない。）であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（ア）まんのう町全域

（イ）指定の根拠

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同法第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）とする。

ただし、仲南地区（旧仲南町）、満濃地区（旧満濃町）については急傾斜農用地に限るものとする。

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地とし、田 1 / 2 0 以上、畑については 1 5 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が該当主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な水田

- (ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が、田は 1 / 1 0 0 以上 1 / 2 0 未満、畑は 8 度以上 1 5 度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）。ただし、琴南地区（旧琴南町）に限るものとする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

急傾斜農地及び緩傾斜農用地以外の農用地で高齢化率 4 0 % 以上、耕作放棄率：田 8 % 以上、畑 1 5 % 以上の農用地